

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央操作室換気空調機（B）本体下部の接続部にある腐食箇所より結露水のリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	水素・酸素注入設備バックアップ酸素注入弁制御用電磁弁に接続されている計装用空気配管（銅管）継手部よりエアリーク（若干）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉建屋からの搬出物品確認測定において、搬出基準汚染密度を超える物品（モンキースパナ：約14.4ベクレル/Cm ² ）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
4	2号機	中央制御室に設置されている発電機保護継電器の取替え作業において、先に所在不明となっていることが確認されたPCB入りコンデンサ（1個）の所在調査と併せて、過去における同様事例の有無についての調査を実施していたところ、今回の定期検査において、更に16個のPCB入りコンデンサが所在不明となっていることを確認したため、所在不明のコンデンサ（計17個）及び過去における同様事例の有無についての調査を継続並びに対応検討	B	7月14日公表済 (PDF 155KB)
5	3号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルポンプのグラウンド水受皿排水配管に詰まりぎみが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	4号機	非常用ガス処理系の定例試験において、同A系入口流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・調整	C	
7	4号機	格納容器雰囲気モニタ系圧力抑制プールの酸素濃度検出器に指示値不良が認められたため、当該検出器を点検・調整	D	
8	4号機	復水脱塩装置ドレンストレーナ差圧計の単位揭示が中央操作室の表示装置と相違しているため、当該表示装置の単位を変更	対象外	9月17日再審議にてグレード変更 D → 対象外
9	5号機	原子炉格納容器内ガス吸着盤の側面扉の止め金具に動作不良が認められたため、当該止め金具を点検・修理	D	
10	6号機	試料採取系給水金属採取ラックの試料入口配管と試料冷却器の間に湯気（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴／3秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	原子炉建屋換気空調系冷水膨脹水槽補給水電磁弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	集中環境施設	廃棄物減容用高圧圧縮設備の運転時に動作する赤色灯（注意喚起のための回転灯）に動作不良が認められたため、当該赤色灯を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで